



台



北

アジアパッケージデザイン会議 APD TAIPEI 2017

APDデザイン賞 同時開催

2017.10.28(Sat) ~ 10.31(Tue)

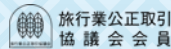
申込締切: 2017.8.8(Tue)

JPDAN

事業企画
公益社団法人日本パッケージデザイン協会
国際交流委員会



旅行企画・実施



東武トップツアーズ株式会社 東京法人西事業部
担当: 第1営業部 洞田 沙也加
東京都千代田区三番町5-7 精糖会館4階
総合旅行業務取扱管理者 白幡 泰三
TEL: 03-5212-7101 FAX: 03-5212-7094
営業時間: 平日9:00~18:00(土・日・祝日はお休み)
観光庁長官登録旅行業務38号
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
承認番号: 客海17-072





JPDA会員の 皆様へ

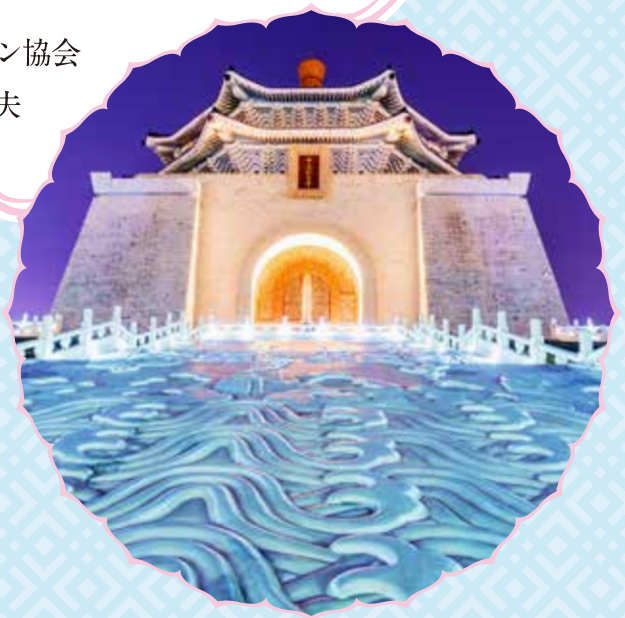
今年の秋10月!
台北のデザイン体験で
リフレッシュしませんか?
忙しい毎日を抜け出し、いつもとは
違う環境に行くことで、いつのまにか
新鮮な自分に戻っているということが
よくあります。クリエイティブな発想を
する為に、ルーティンな毎日から、
ちょっと離れる時間を持つ
ことが大切です。

今年15回目、台北での開催となる
APD【アジアパッケージデザイン会議】は、
日本・韓国・上海・台湾のパッケージデザイン団体が集まります。
今回のテーマは『感動 -Touch-』です。パッケージデザインを通じて
感動を伝え、パッケージデザイナーが集い感動を生み出すというメッセージを、
ホスト団体であるTPDAの新理事長オーウェン氏からいただきました。
また今回はタイのタイパッケージデザイン協会、インドネシアのインドネシアグラフィック
デザイン協会が、APDという専門家集団が集う国際交流の場に価値を感じられ、
新しくゲスト参加する予定です。

会場は大規模なたばこ工場跡をリノベーションし、台湾のアート&デザインの集積地として
生まれた北の流行発信地「松山文創園區」となります。世界のデザイン、台湾のデザインを
数多く展示する台湾デザインミュージアムも併設されています。APDの交流が
生み出す感動は皆様のクリエイティブを多いに刺激することでしょう。

JPDA会員の皆様はもちろん、多くの方々のご参加をおまちしています。
台北でお会いできますことを楽しみにしております。

公益社団法人
日本パッケージデザイン協会
理事長 加藤 芳夫



スケジュール

10/
28
(Sat)

台北

羽田便のお客様

10:05 羽田空港発
12:30 松山空港着

関西便のお客様

9:00~11:30 関西空港発
11:00~13:30 桃園空港着

13:00 APD 会場入り
[台北市中心部松山文創区内
文化&クリエイティブパーク]
15:00 APDデザイン賞応募作品を
展示し各自ご自由にご見学
いただきます



※羽田便の方は台湾
到着後、専用車で移動
※関西便の方は
台湾到着後、公共交通
機関で移動
(空港にてお迎えあり)

APDデザイン賞を同時開催いたします。

会議に参加される方は、「APDデザイン賞」にエントリー
いただきますので、作品のご持参をお願いいたします。
視察お申込後に別途、ご案内致します。

※なお、今回のAPD賞応募作品はTPDA[®]に寄贈となりますので
予めご了承ください。(台湾内での巡回展の後、TPDAにて保管)
※台湾パッケージデザイン協会の略称 [Taiwan Package Design Association]

APD TAIPEI

朝
昼・夜
10/
29
(Sun)

9:30 APD会議に出席

【エリアトレンド・リサーチ】

韓国、上海、台湾、日本それぞれから
地域の最新デザイントレンドについてのプレゼンテーション

【APD パッケージデザインアワード】

韓国、上海、台湾、日本それぞれから優秀な作品を選出する
国際コンペティションの授賞式です

18:00

18:45 APDパーティー

全参加者による会食パーティーです

21:45

会場：松山文創園區

煙草工場だった広大な敷地を利用して建設されたこのエリアは約75年前の
老建築を見事にリノベーションし、展覧会や藝術活動を行う場所として
生まれ変わった一大文化総合施設です。デザイン館の他にギャラリーや
カフェなどが併設され、現代のデザインやアートを楽しめます。

紹介HP：松山文創園區（中国語 / 英語）
台北ナビ（日本語）

10/
30
(Mon)

朝食

台北デザイン視察

10:00 専用車・添乗員付きにて
台北市内を移動
デザイン施設視察および
会社訪問の予定です

18:00

18:30 参加者全体で会食
タイやインドネシアの方々も
20:30 合流？

帰国

10/
31
(Tue) 朝食

羽田便のお客様

~12:00

ホテルをチェックアウト
台北アートマップをお配り
いたします。各自ご自由
にお楽しみください

14:50

16:50 松山空港発
20:40 羽田空港着

関西便のお客様

6:45~9:30

7:50~10:30

9:50~12:50

13:00~16:30

ホテルをチェックアウト
桃園空港にてご集合
桃園空港発
関西空港着

朝食

朝
昼・夜

… マークのない部分の
食事は含まれておりません

お申込みはお早めに (定員:30名) 締切:8月8日(火)

事業企画:公益社団法人 日本パッケージデザイン協会

JPDA2017アジアパッケージデザイン会議参加申込書

旅行手配のために、必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について、同意の上デザイン視察に申込みいたします。

申込日: 2017年 月 日

ふりがな			昭和・平成 年 月 日 西暦()年	性別	男・女
お名前	生年月日				
ローマ字	※パスポート記載通りにご記入ください。 (姓) (名)			国籍	
ふりがな			携帯 () - 電話 () - Fax () -		
現住所	〒				
ふりがな			役職名		
勤務先名					
勤務先住所	〒		電話 () - Fax () -		
職業			メールアドレス	@	
弊社からの 連絡先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 勤務先		書類 送付先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 勤務先	
旅行中の 国内連絡先	ふりがな			続柄	電話 () -
	お名前				
	ご住所	〒			
旅券について	有効な旅券 有・無		※台湾の入国条件としまして パスポート残存有効期間が 「入国時3ヵ月以上必要」です。		出発地 成田・関空
有効な旅券を お持ちの方	旅券番号			旅券有効期限 年月日	年 月 日
飛行機の 座席について	ビジネスクラスの希望について 有・無 ※追加代金は改めてご連絡致します。		請求書	要・不要	
1人部屋希望	有・無 (1人部屋は追加料金 ¥24,000)		同室希望者		
その他 確認・希望事項等					

参加お申込みは東武トップツアーズ(株)東京法人西事業部(担当:洞田)

8月8日(火)まで **FAX:03-5212-7094**へ

お申込みはお早めに（定員：30名） 締切：8月8日（火）

事業企画：公益社団法人 日本パッケージデザイン協会

JPDA2017アジアパッケージデザイン会議参加申込書

旅行手配のために、必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について、同意の上デザイン視察に申込みいたします。

パスポートコピー添付欄

かならず参加申込書と一緒にお願いします



参加お申込みは東武トップツアーズ（株）東京法人西事業部（担当：洞田）

8月8日（火）まで **FAX: 03-5212-7094** へ

■ツアーについて

1. ご旅行の名称

アジアパッケージデザイン会議
APD TAIPEI 2017

2. ご旅行日程

2017年10月28日(土)～10月31日(火)

3. ご旅行代金(羽田空港発着)

(2名様1室利用の場合:お一人様あたり)

基本代金	124,800円
------	----------

以下は旅行代金に含まれておりません。

羽田空港施設使用料	2,570円
燃油サーチャージ 7月5日現在	目安 3,000円
現地空港諸税 7月5日現在	目安 1,840円
1名様利用 追加代金	24,000円

4. ご旅行代金(関西空港発着)

(2名様1室利用の場合:お一人様あたり)

基本代金	114,800円
------	----------

以下は旅行代金に含まれておりません。

関西空港施設使用料	3,040円
燃油サーチャージ 7月5日現在	目安 3,000円
現地空港諸税 7月5日現在	目安 1,840円
1名様利用 追加代金	24,000円

5. 旅行条件

- 羽田空港・関西空港までの交通費は各自払い
- 最少催行人員:羽田発12名、大阪発3名、合計15名
- 添乗員は羽田空港より同行します。
- 関西空港よりご出発のお客様は、お客様ご自身にて搭乗手続きを行っていただきます。
- 別途詳しい旅行条件書を記載した書面をダウンロードしてご確認の上お申ください。

6. 旅行代金に含まれるもの

- APD TAIPEI 2017参加費
- ご利用交通機関の運賃及び料金、航空保険料
・ツアースケジュールに記載した航空運賃
羽田空港発着:全日空(エコノミークラス)
関西空港発着:エバー航空またはチャイナエアラインまたは日本航空の個人向け正規割引運賃(エコノミークラス)
- 下記ホテルの宿泊料金(2人部屋にお二人様のご宿泊を基準に算出しています。)
台北:グリーンワールドホテルズ チョンシャオ(洛基大飯店忠孝館)
- 食事代金 朝食3回・昼食1回・夕食1回
- ツアースケジュールに記載したバス、ガイド料金
- 添乗員費用

7. 旅行代金に含まれないもの

- 超過手荷物運搬料金 各種利用機関で定めた重量・個数を超えるもの
- 個人の性質の諸費用 ルームサービス・電話代など
- 傷害・疾病にかかる医療費用
- 燃油サーチャージ(左記に目安金額を記載)
※燃油サーチャージは、増額の場合は追加徴収、減額の場合は返金致します。
- 羽田空港使用料(2,570円)、関西空港使用料(3,040円)、現地空港税(左記に目安金額を記載)
※現地空港税は、発券時の為替レートにより若干の変更がございます。
- 成田、関西空港までの移動費用
- 1人部屋利用代金(左記に金額を記載)
- ビジネスクラス追加代金
- その他、明記していないもの

8. 取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

- ※羽田空港発着の場合
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
- 30日目にあたる日から3日目まで: 旅行代金の20%
 - 前々日から旅行開始当日: 旅行代金の50%
 - 旅行開始後または無連絡不参加: 旅行代金の100%

※関西空港発着の場合

関西空港発着の航空運賃は、航空会社の個人向け正規割引運賃を利用します。旅行契約成立後、直ちに取消料がかかることがありますのでご注意ください。

- 旅行契約の締結時より、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
- 31日目にあたる日まで: 航空券取消料の金額(下記表参照)
 - 30日目にあたる日から3日目まで: 旅行代金の20%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い金額
 - 前々日から旅行開始当日まで: 旅行代金の50%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い金額
 - 旅行開始後又は無連絡不参加: 旅行代金の100%

- エバー航空の正規割引運賃(BR エコスーパーセール)を利用する場合
発券後(出発前):取消料10,000円(出発後の払い戻しは不可)

- チャイナエアラインの正規割引運賃(CI Saver A/B/C/D/E)を利用する場合
発券後(出発前):取消料20,000円(出発後の払い戻しは不可)

- 日本航空の正規割引運賃(JL Saver K/M/L/V/S)を利用する場合
発券後(出発前):
・往路の最初の区間の予約便出発時刻より前に取り消しの連絡を行った場合
取消料20,000円
・予約便の取り消しを行わなかった場合
支払い額の50%を取り消し手数料として収受し、残額を払い戻す。
ただし、支払い額の50%が20,000円を下回る場合は、20,000円を取り消し手数料とする。
・出発後の払い戻しは不可

航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、販売店にお申し出ください。上記航空会社の航空券取消条件は、それぞれの航空会社のウェブサイトでご確認ください。不明な点は販売店にお問い合わせください。

9. 旅行代金のお支払い

2017年8月31日(木)までに全額をお支払いください。

送金手数料は申込者負担とさせていただきます。
振込先:三井住友銀行 首都圏支店 普通 2699619

（旅行条件：羽田空港発着の場合）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京法人西事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定め、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

(2) 当社の定める方法によりお申し込み下さい。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払下さい。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。(3) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。(5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社指定の期日までにお支払い下さい。

3. 渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等はおお客様の責任で行なって下さい。（日本国籍以外の方は自国の領事館等にご自身でお問い合わせ下さい。）

4. 海外安全情報・保険衛生情報

渡航先の「海外安全情報」は、外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>で、また衛生状況については、厚生労働省検疫所FORTH (For Travelers' Health) ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。危険情報が発出されている場合は書面にてご案内します。

5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のもが含まれます。

(1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金〔運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど）を含みません。〕(2) 宿泊料金及び税・サービス料金 (3) 食事料金及び観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）、送迎料金（お客様負担と表記してある場合を除く）(4) 添乗員同行コースの添乗員同行費用
*上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しできません。

6. 旅行代金に含まれないもの

第5項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過荷物料金、一部航空会社の受託荷物運搬料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) 渡航手続経費 (4) 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど。付加運賃・料金の額が変更された場合、不足分は追加徴収し、減額分は返金します。）(5) 各国空港税・出国税及びこれに類する諸税 (6) 日本国内の空港施設使用料 (7) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (8) 一人部屋追加代金 (9) オプションツアーの代金、等

7. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(2) お申込み頂いた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加頂くお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

8. 旅行契約の解除

(1) お客様は、右記取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の

対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

【本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外を

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

◆「ピーク時」：12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日まで。

9. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等の契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行するコースについては添乗員が、また添乗員が同行しない旅行については現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。

10. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地的滞在時間の短縮

11. 旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑨にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内での出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥直行便から乗継便又は経由便への変更 ⑦宿泊機関の種類又は名称 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑨前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が急激かつ偶発的な外来的事故により旅行中にその身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

13. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後、パンフレット等に記載された内容と実際のサービスの提供内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社、手配代行者又は旅行サービス提供機関にお申し出下さい。

14. 個人情報の取扱い

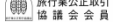

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社旅行契約上の責任や事故時の費用等を担当する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内のために利用させていただきます。(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他の官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。(3) 当社は、旅行中に傷害等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷害等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

15. お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができますが、交替に要する手数料としてお1人様10,000円（消費税別）を頂きます。また、既に航空券を発券している場合は、別途発行替えに関わる費用（旅行地・航空会社により異なります。）を申し受けます。なお、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは併せてその差額もお客様の負担とします。

16. その他

(1) 当社よりいかなる場合も旅行の再実施いたしません。(2) お申込みの際は、ご旅行に使用するパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に氏名を記入して下さい。お客様の氏名及び性別の訂正、大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正、その他お客様の都合による変更が発生した場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、第15項のお客様の交替手数料に準じた手数料を頂きます。なお、既に航空券を発券している場合には、別途発行替えに関わる費用（旅行地・航空会社により異なります。）を申し受けるほか、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担とします。また、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められないときは、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には、第8項(1)の当社所定の取消料を頂きます。(3) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入下さい。(4) 当社はお客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したときは、お申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(5) この旅行条件・旅行代金の基準日は2017年7月11日現在です。

●お申込み・お問合わせは  
【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

 株式会社

東京法人西事業部 第1営業部

東京都千代田区三番町5-7 精誠会館4階
電話番号 03-5212-7101 F A X 番号 03-5212-7094
営業日 平日 営業時間 9:00～18:00（土日祝日休業）

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：白幡 泰三

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

（旅行条件：関西空港発着の場合）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京法人西事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定め、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間でを行います。

(2) 当社の定める方法によりお申し込み下さい。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払下さい。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

(3) お申込みの時点で旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。

(5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性があります。特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので必ずお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社指定の期日までにお支払い下さい。

3、渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等はお客様の責任で行なって下さい。（日本国籍以外の方は自国の領事館等にご自身でお問い合わせ下さい。）

4、海外安全情報・保険衛生情報

渡航先の「海外安全情報」は、外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>で、また衛生状況については、厚生労働省検疫所FORTH (ForTravelers' Health) ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。危険情報が発表されている場合は書面にてご案内します。

5、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金〔運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど）を含みません。〕(2) 宿泊料金・ガイド料金・入場料金等、送迎料金（お客様負担と表記してある場合を除く）(4) 添乗員同行コースの添乗員同行費用 *上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

第5項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金・一部航空会社の受託手荷物運搬料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) 渡航手続経費 (4) 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど。付加運賃・料金の額が変更された場合、不足分は追加徴収し、減額分は返金します。）(5) 各国空港税・出国税及びこれに類する諸税 (6) 日本国内の空港施設使用料 (7) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (8) 一人部屋追加代金 (9) オプションツアーの代金、等

7、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お客様がご参加頂いた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加頂くお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

8、旅行契約の解除

(1) このコースでは、パンフレット等に記載する航空会社の個人向け正規割引航空運賃を利用します。旅行契約成立後、直ちに取消料がかかることがありますのでご注意ください。お客様は、別途パンフレット等に記載された取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日

とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、パンフレット等に記載された取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

◆「ピーク時」：12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日まで。

9、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等の契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行するコースにあつては添乗員が、また添乗員が同行しない旅行にあつては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。

10、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

11、旅行保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑨にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内での出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥直行便から乗継便又は経由便への変更 ⑦宿泊機関の種類又は名称 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑨前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が急激かつ偶発的の外来の事故により旅行中にその身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

13、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社、手配代行者又は旅行サービス提供機関にお申し出下さい。

14、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあつてはお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費

用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内のために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱について当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

15、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができますが、交替に要する手数料としてお1人様10,000円（消費税別）を頂きます。また、既に航空券を発券している場合は、別途発行替えに関わる費用（旅行地・航空会社により異なります。）を申し受けます。なお、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担とします。

16、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。(2) お申込みの際は、ご旅行に使用するパスポートに記載されているおとりのローマ字綴りで正確に氏名を記入して下さい。お客様の氏名及び性別の訂正、大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正、その他お客様の都合による変更が発生した場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、第15項のお客様の交替手数料に準じた手数料を頂きます。なお、既に航空券を発券している場合には、別途発行替えに関わる費用（旅行地・航空会社により異なります。）を申し受けるほか、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担とします。また、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められないときは、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には、第8項(1)の当社所定の取消料を頂きます。

(3) お客様の便宜をはかするため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入下さい。(4) 当社はお客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(5) この旅行条件・旅行代金の基準日は2017年7月11日現在です。

●お申込み・お問合わせは



【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

東京法人西事業部 第1営業部
東京都千代田区三番町5-7 精舎会館4階
電話番号 03-5212-7101 F A X 番号 03-5212-7094
営業日 平日 営業時間 9:00～18:00（土日祝日休業）
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：白幡 泰三

◆旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明のご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。
◆お客様の都合により募集型企画旅行契約を解除される場合は取消料をお支払いいただくことがあります。旅行契約を解除される事由によっては、海外旅行保険（旅行変更費用保障特約）が適用される場合もございますので、海外旅行保険お申込の際は、併せて旅行変更費用保障特約への加入をお勧めします。詳しくは販売担当者にお問い合わせください。